

第1回除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策 に関する専門家検討会

平成23年10月21日（金）
18：30～20：30
厚生労働省省議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 検討会の進め方について
- (2) 除染作業等の内容等について
- (3) 対策の検討に当たっての論点について
- (4) その他

資 料

資料1 開催要綱・参集者名簿

資料2 検討会の進め方について

資料3-1 放射性物質汚染対処特措法の概要

3-2 放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等（廃棄物関係）
と資料との対応関係

資料4-1 生活圏における除染

資料4-2 農地の除染の適当な方法等の公表について

資料4-3 森林内の放射性物質の分布状況及び分析結果について
(中間とりまとめ)

資料4-4 焼却施設（日常の点検・清掃・運転作業）

資料5 対策の検討に当たっての論点

除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会 開催要綱

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により放出された放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法により、環境省において作業の基準等を定めることとされているが、これら基準等に対応し、除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討を行う必要がある。

このため、厚生労働省において、有識者の参集を求め、被ばく管理、作業上の措置、健康診断等の除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討会を開催する。

2 検討項目

(1) 対象作業

- ア 原発事故により放出された放射性物質に係る除染等の作業
- イ 原発事故により放出された放射性物質に係る廃棄物の処理、処分、運搬等の作業
- ウ その他関連作業

(2) 放射線障害防止のための措置等

- ア 被ばく管理の方法
- イ 外部被ばく低減のための措置
- ウ 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置
- エ 労働者教育の内容
- オ 健康管理のための措置
- カ その他

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長（東電福島第一原発作業員健康対策室長）が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密等を取り扱うなどの場合においては、非公開にすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

参集者（五十音順）

大迫 政浩	独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長
金子 真司	独立行政法人森林総合研究所 放射性物質影響評価監
小林 恭	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 作業技術研究領域長
杉浦 紳之	独立行政法人放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター長
中山 真一	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島環境支援事務所 副所長
古田 定昭	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所放射線管理部部長
松村 芳美	公益社団法人産業安全技術協会 参与
森 晃爾	学校法人産業医科大学 産業医実務研修センター所長 教授

オブザーバー

廣木 雅史	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長
永浜 享	環境省 水・大気環境局 土壌環境課 課長補佐

検討会の進め方について

1 ガイドライン原案の作成

(1) 除染等の作業、廃棄物の処理・運搬・処分等に従事する者に対する放射線障害防止対策を策定する際には、以下の点に留意する必要がある。

ア 被ばく低減対策など、一律に一定の基準を義務付けるよりも促進的に取り組んだ方が効果的な対策が多いこと

イ 新たな情報を踏まえて柔軟に対策の内容を見直す必要があること

(2) これらを踏まえ、本検討会においては、可能な限り多様な除染作業、廃棄物処理・運搬・処分における作業内容を収集し、具体的かつ実用的な対策を盛り込んだガイドラインの原案を作成する。

なお、このガイドラインは労働者を対象としたものであるが、必要に応じて、住民や農業従事者が活用することもさしつかえない。

2 新たな規則(省令)に盛り込むべき内容の提言

上記ガイドラインに盛り込まれた対策のうち、義務として担保すべき事項について、提言をいただく。

3 今後のスケジュール

(1) 検討会の開催

ア 第2回 10月31日 18:00-20:00

イ 第3回 11月14日 13:30-15:30

ウ 第4回 11月21日 15:30-17:30

(2) 厚生労働省では、検討会の検討結果を踏まえ、除染作業等に従事する者に対するガイドラインを作成するとともに、そのうちの一部事項について、新たに制定する規則に盛り込むこととする。

(3) パブリックコメント、労働政策審議会、放射線審議会への諮問・答申を経た上で、平成24年1月1日にガイドライン及び新たな規則の施行を目指す。

電離放射線障害防止規則の概要

1 法的位置付け

- 労働安全衛生法に基づく委任省令

2 規制の対象

- 電離則でいう「放射線業務」
(安衛令別表第2)
一～三 略
四 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱の業務
五 前号の放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いの業務
六～七 略
- 厚生労働省令で定める「放射性物質」
(電離則別表第1)
以下に掲げる数量及び濃度を超える場合に、電離則上の放射性物質となる。

<セシウムの場合、1万Bq/kg>

放射性同位元素の種類	数量 (Bq)	濃度(Bq/kg)
134-Cs	10,000	10,000
137-Cs	10,000	10,000

3 規制内容

- 電離放射線障害防止規則で定める規制
＝「放射線業務」を行う事業者に対する規制

(1) 管理区域、線量測定、線量限度

- ① 実効線量が1.3mSv/3月を超える区域等を、管理区域に設定
- ② 管理区域内に立ち入る労働者の外部線量と内部線量を測定
- ③ 線量限度は、50mSv/年かつ100 mSv/5年。女性については5mSv/3月
(注) 緊急作業においては、100mSv/一緊急作業(「福1」では250mSv)

(2) 放射性物質の取扱い

防じんマスク、保護衣類等の使用、作業室内での喫煙・飲食の禁止など

(3) 健康管理等

特殊健康診断の実施(放射線業務従事者について6月に1回)など

現状の対策について

1 「市町村による除染実施ガイドライン」 (H23.8.26 原子力災害対策本部)

- 1-20mSv/年の地域における、市町村が実施する除染作業のためのマニュアル。
線量が高い場所等の作業は、専門業者に依頼して除染を実施すべきとされている。
- 事業として除染を行う方の線量管理方法
 - ① 従業員全員の個人線量計を携帯させ、被ばく線量を記録
 - ② 被ばく線量は20mSv/年を上限
 - ③ 防塵マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等の着用
 - ④ 飲食・喫煙を控える
 - ⑤ 作業後、手足・顔など露出部を洗う
 - ⑥ 作業後、屋内に入る際に靴の泥を落とし、服を着替える
 - ⑦ 健康診断の実施
 - ⑧ 放射線に関する知識を得る機会を提供

2 厚生労働省による行政指導通達 (H23.9.9.基安発0909第1号 都道府県労働局長あて)

- 市町村ガイドラインに定められた専門業者が除染作業に労働者を従事させる際の措置を定めたもの。
「市町村ガイドライン」に定められた事項を実施することに加え、以下を実施する
 - ① 測定した外部被ばく線量を一日ごとに記録し、労働者に通知するとともに、適切に保存
 - ② 男性労働者は20mSv/年、女性労働者（妊娠の可能性のある者）は5mSv/3月を上回らない
 - ③ 防塵マスクは、国家検定品（捕集効率99.9%以上のもの）を使用する
 - ④ 作業場所で飲食・喫煙をさせない
 - ⑤ 汚染防止に有効な保護衣類、手袋、履物を使用させる
 - ⑥ 放射性物質等に関する知識、除染の作業方法、使用する機器、関係法令等について教育する
 - ⑦ 除染に常時従事する労働者に電離放射線特殊健康診断を6月ごとに実施

除染作業等に関する法令の適用関係

